

入札制度の変更（その2）

平成18年10月1日から次のとおり建設工事における入札制度を変更しましたので、入札に参加する場合はご注意ください。

- 1 平成18年10月4日以後に公告する案件で、低入札価格調査の対象となり落札した方は、前払金の割合が契約金額のこれまでの4割から2割に変更となります。

なお、前払金の付保割合が契約金額の2割の場合、従来の付保割合と比べて保証の引き受けを拒否される場合がありますので御注意ください。

- 2 平成19年4月1日以後に公告する案件から以下のとおり入札条件が変更となります。

(1) 柏市長（水道事業管理者を除く）発注の工事の成績（以下、「工事成績」という。）が次の各項目に該当した場合、入札に参加できなくなります。（平成18年10月1日以後に契約する案件で通知された工事成績が対象となります。）

- a 60点未満の工事成績の通知を受けた日から6か月以内（当面3か月以内）に開札日がある案件
- b 60点以上65点未満の工事成績の通知を受けた日から3か月以内（当面2か月以内）に開札日がある案件
- c 低入札価格調査の対象となり落札した方で当該案件が65点未満の工事成績であった場合、その通知を受けた日から6か月以内（当面3か月以内）に開札日がある案件

(2) 総合評定値640点未満の方が次の各項目に該当した場合、総合評定値640点以上を入札条件としている一部の案件について入札に参加することができます。

なお、以下a、bとも各期間に65点未満の工事成績の通知を受けた場合、入札に参加できなくなります。

- a 80点以上の工事成績の通知を受けた日から1年以内（当面6か月以内）に公告する案件
- b 75点以上80点未満の工事成績の通知を受けた日から6か月以内（当面3か月以内）に公告する案件

(3) 前々年度以後，案件の公告日の前日までに75点以上の工事成績の通知を受けた方（同期間に，65点未満の工事成績がある方を除く。）を対象とする入札を実施します。

また，それに伴い，ホームページへ工事成績を掲載します。

なお，対象は，土木一式（ほ装）工事・建築一式工事で工事予定表の案件の5パーセント程度となります。

3 担当課における見積り合わせにおいては，B，Cランクから指名しておりますが，平成19年4月1日からは等級基準を撤廃し，すべてのランクから指名することができるようになります。